

平成21年度第3回食料・農業・農村政策審議会果樹部会概要

果樹農業振興基本方針の策定について ～課題と論点に関する審議（第2回）[加工・流通関係]

事務局より、資料に沿って、①基本方針をめぐる現状と課題[その2 流通・加工、輸出の視点から]、②果樹共済事業について説明後、質疑応答を行った。

主な意見は以下のとおり。

【加工・流通関係】

- ・資料2の中で、果実加工品の1人1年あたりの消費量が増加していると説明されていたが、品目によって様々だと思うが、果実加工品とはジュース以外にどのようなものを対象としているのか。
→・ジュースのほかカットフルーツ、ドライフルーツ、ゼリー等あるが、最近の消費動向をみるとカットフルーツが大きなテーマになると考える。単身世帯や共働き世帯の増加によりライフスタイルが変化し、簡便さが求められる状況をみても、カットフルーツは魅力のある商品だと考えている。
- ・機能性食品への広がりも重要だと思う。現在、かんきつを育毛剤や体脂肪を燃やす医薬品の原料として活用する試みも行われている。
- ・加工といつても様々な加工方法があるので、もっと研究を進めていくべきだし、そういった研究に対して支援いただきたい。
- ・消費者の間にある「果物は太る」というイメージを払拭しているところだが、ジャムやゼリーといった加工品だけでは「果物は太らない」というPRと相反することになるため、カットフルーツの消費が増えて欲しいところ。
- ・加工については、カットフルーツの給食や食堂への活用がアメリカでは伸びているように、日本においても需要増加につながると思う。
- ・加工用専用園地を設定し、低コスト技術を導入するということだが、産地形成のイメージはどういうものか。例えば、加工用園地と生果用園地を組み合わせた産地形成のイメージなのか。
→・加工用専用園地は、産地全体としての取組みと考えている。どこにどうやって販売するのかという産地全体の販売戦略の下で判断していただく必要があると思っている。
- ・加工用専用園地は、特にみかんに対しては経営として成り立つか疑問である。
- ・産地が高齢化したことで、生果用のきちんとした果実を作れなくなってきた。加工専用園地を設定することで農家の収入がアップできれば、担い手確保対策につながるのではないかと考える。引き続き検討していって欲しい。
- ・平成20年度に緊急需給調整特別対策事業を発動し、国からの補助を受けて極早生みかんを絞ったが、売れずに果汁が残ってしまっている。国内ジュースメーカー

一に国産果実を使用してもらえるような施策を考えていただきたい。

- ・資料2にもあるように、生食用と加工用の価格差が大きい。根本的なところからイメージチェンジしていかないと打開できないと思う。
- ・加工用原料果実に対する直接支払い、経営安定所得支援が政策的視点として抜けているのではないか。このことを議論の論点として入れていただきたい。
- ・「加工品は安く買う」という考え方を払拭すべきではないか。今までは、生果のすそ物を加工用に回すという意識だったため、生産量が少ないと値段が高く、生産量が多いと値段が安いどちらでも生産者が儲からない状態であった。今後は、自信を持ったこだわり商品を作っていくことも考えていくべきではないか。輸入の10倍の価格をつける国産ドライフルーツが人気という事例もある。
- ・販売期間を延ばすことによって、需給バランスを安定させることができると考える。りんごは保存技術によって販売期間を延ばすことで、ある程度需給バランスを保てるが、みかんは時期的な供給過剰が出てきてしまう。昨年、日向夏系統のはるかは、本来2月中旬～5月頃までの販売であるが、氷温貯蔵をしたことで7月上旬まで品質を変えずに販売することができた事例もあり、かんきつの世界においても、販売期間を延ばすための貯蔵技術の開発、確立にもっと踏む込むべきではないだろうか。また、CASといった冷凍保存技術も鮮魚などで注目されているが、果物に対しても活用できないだろうか。
このように、需給バランスの安定のために、貯蔵技術について検討していくことが重要だと考える。
→・CASを果物にも活用できるのではないかと平成21年度補正予算で実証事業を進めているところである。
- ・本来、販売先を考えないで加工することは、間違っていることである。どのように販売にするのかを考えた上で加工するよう改善すべきである。
→・まさに販売先を見つけていくべきであり、生販一体としての生産振興が望ましいと考える。
- ・現在、産地直売が人気であるが、以前の小売店販売のように、商品に対しての有益な情報（いつ収穫したか、いつ農薬を撒いたか等）を受けられるメリットがあるからではないか。安心して買うことができるという消費者心理があり、このような販売方法を消費拡大につなげていけるように検討すべき。
- ・加工については、前回の果樹部会でLLPの活用が非常に良いとの発言があったが、生産者団体と企業とのジョイントベンチャーをまとめる団体の創出が有用だと思う。そういう団体がカットフルーツをコンビニやファーストフード店等に販売していけばよいのではないか。そのような団体に対する支援を国が担って欲しい。
→・野菜では取組みがなされているので、果物の分野でも LLP を活用できないかを考えていきたい。
- ・加工には、マーケティングの視点が必要だと思う。資料2にあるように、新商品の開発に対して補助を行っていることだが、生産者はマーケティングやブランド戦略能力に欠けているところがあるため、知識や知恵の部分に対しても補助するしくみ（専門家の知恵を導入する等）が必要だと思う。
→・マーケティングにおいては、生産者と実需者をつなぐ中間事業者を介した供

給経路を作ることが重要と考えている。

- ・食物の特徴を活かした加工は、生産現場でもできると思うが、売り方やマーケティングにはアドバイスする人が必要である。また、生で食べる以外にどういった食べ方があるのか等を消費者に対して情報提供をすることも必要だと思う。消費者と生産者を結ぶ機関があればよいのではないか。
- ・中間業者とはどういったものを指しているのか。
→・中間業者の機能は、産地とメーカーの方々をつなぎ、ミスマッチを無くし、量を確保し、実需者に届けることと考えている。
- ・中間業者を配してサプライチェーンを確立するという取組みは良いと思うが、安全性が不透明にならないように仕組みをきちんと確立していただきたい。
- ・流通について、中間業者や卸売業者を介することに対して無駄がないか等、もう十分に検討されているのか。また、国以外で検討している機関はあるのか。
→・中間業者、卸売業者については、農林水産省の所管であり、流通経費削減について考えていきたい。
- ・特に加工・流通分野については、研究成果がなかなか世の中に浸透していない現状がある。20数年前に流通利用関係の研究室が立ち上がり、りんごの褐変を防止する技術を開発して特許を取ったが、時期尚早からプロジェクトとして採択されなかつたことがあった。研究成果をうまく吸い上げる機関があればよいと感じる。

【輸出関係】

- ・輸出に関しては、H A C C P、G A Pの導入が海外に比べて遅れていると思う。もっと積極的にPRをしていくべきである。
→・今回りんごの関係で残留農薬基準違反が出たが、トレサビリティをしっかりと行っていたため、どこの園地か等すぐ判明できたケースもあった。したがって、輸出については、H A C C P、G A Pだけでなく、トレサビリティもきちんと行つていき、事故が起つた時に対応できる体制を作つていただきたいと考えている。
- ・りんごの輸出量は、昨年下がった。不況もあるが、残留農薬基準違反の問題もある。台湾へのりんごの輸出が農家の所得につながるため、早く台湾の基準値を設定して欲しい。引き続き、輸出国への働きかけ等対策を進めていただきたい。
→・殺菌剤については、台湾側で基準を設定するという状況になっているが、他にも殺ダニ剤等もあり、詰めていきたい。

【果樹共済関係】

- ・セーフティネットとして考えた時、果樹共済と以前の価格保障制度を組み合せた制度にできないだろうか。現在は、掛け金は掛捨てであるため、共済に加入していても利益が回つてこないというイメージがあり、共済に入りづらいのではないか。そのあたりを改善していただきたい。
→・保険制度のため、掛け金は掛け金は掛捨てとなり、積立てはできない。台風等によつ

て大きな災害が発生した場合、個人が積み立てていた金額だけでは補償しきれないため、農家が大きな損失を被らないよう現在のような保険制度となっていることをご理解いただきたい。大きな災害時はあきらめて、普段の細かな災害に対応して欲しいということとなれば、積立て方式を考えるべきだとは思う。

- ・果樹共済については、被害がなかったならば、自動車保険のように掛け金率を下げていくなどメリットを感じさせるように制度をはっきりさせていくべきだと思う。また、個人でも入りやすい共済制度を作っていただきたい。
- ・果樹共済については、例えば8割入ると掛け金率を下げる、または補助率を上げるといったメリットを付すというように、制度設計上で工夫ができないのか。
→・制度設計上の工夫は可能だと思う。例えば、特約を付すことが考えられるが、特約を付すと掛け金が上がることになる。掛け金が上がっても補償を充実させて欲しいという意向が強いのか、掛け金をできるだけ抑えていきたいという意向が強いのか、世の中の声を聞きながら制度設計を検討していきたいと思っている。また、現在も危険段階ごとに割引きができる制度になっているので、まだ導入していないところには導入していくように共済関係団体を指導していきたい。
- ・果樹共済への加入率が上がらないのには、加入してもメリット感が少ないと生産者が感じているからではないか。加入促進することによって、生産者側の利益が増えていくわけであり、もっと理解を得られるような制度を作っていくべきである。将来的に若い人が果樹を作っていて、もしもの時には補償してもらえる制度があれば、安心して農業に従事できるようになると思うため、次年度に繰り越しができる価格保障制度を組み合わせることも考えていただきたい。
→・皆さんにお支払いいただいたお金はなくなったわけではなく、個人ごとの管理でなくなっただけで、集団で管理し、次年度に繰越しられており、どこかで大きな災害が起きた時にその積立てから補償されることになっている。

以上